第 3 回

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町 合併検討協議会

会 議 録

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検討協議会

会 議 録

会	議の名称	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会											
開催日時		平成15年6月26日(木)											
											:午	後4時10分	
F	開催場所	永源寺町 地域産業振興会館											
į	議長氏名	中村功一											
出	席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり											
		小西龍二(委員)											
欠席者氏名													
会議事項	1 協議議 1 1 協議議議 2 協 協 協議議議 提議 議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	5号 7号 8号 9号	一特議て農に町慣	別職の 会 業つの 委い、 名	職身のののいるののい。	かかの 定 委 収こ身取 数 員 扱つ	分扱 及 の いい 定 にて	取に 任数 つい	いにて いて の取抗 び任期	及いに	こつし	1	2 会議結果会案案案 案 案 案 案 案 案
	 会議の経過	別	添0	りとおり	 ງ								
会					-								
議	別添資料あ	IJ											
資													
料													
				会	議	録	の	確	定				
	確定	年	月	日					署	名	押	印	
						署	名委	員					
							杉	Щ	忠	蔵	印		
	平成15年	/月8	3 日										
									上	Ш	裕	子	ED

出席者名簿

	協議	会		•		幹事	会・事務局	
役職	氏 名	種別	出欠等 筏	殳職	氏	名	職名	出欠等
会長	中村功一	八日市市長			海 外	友 之 進	八日市市助役	
副会長	久 田 元一郎	永源寺町長			奥	善夫	八日市市収入役	
副会長	前 田 清 子	五個荘町長			森 野	才 治	八日市市企画部長	
副会長	権並清	愛 東 町 長			池田	目	永 源 寺 町 助 役	
副会長	宮部庄七	湖東町長			白 木	駒 治	永源寺町町収入役	
	松下修治	議会推薦			川戸	善 男	永源寺町総務課長	
	髙村与吉	議会推薦		幹 事 	持 田	長三郎	五 個 荘 町 助 役	
	吉 澤 克 美	議会推薦			北 川	純 一	五個荘町総務主監	
	高 橋 辰次郎	議会推薦			奥	善一	愛 東 町 助 役	
	杉 山 忠 蔵	議会推薦			鯰 江	茂 信	愛東町収入役	
	西村 實	議会推薦		吉 岡	登	愛東町合併推進室長		
	密 谷 要一郎	議会推薦			野 村	新太郎	湖東町助役	
	鈴 村 重 史	議会推薦			上 野	清 司	湖 東 町 収 入役	
	小 嶋 柳太郎	議会推薦			高 野	治 幸	湖東町企画財政課長	
	西澤英治	議会推薦			中嶋	喜 代 志	事 務 局 長	
	織田直文	学 識 経 験 者		事 務 局	小 梶	隆司	総務班主幹	
	西田 弘	学 識 経 験 者		岩	北 村	定男	調整班主幹	
	相 森 幸 子	学識経験者						ı
	武久健三	学識経験者			出席			
	田中敏彦	学 識 経 験 者			:欠席			
委	山 田 儀左衛門	学識経験者						
員	飯 尾 文右衛門	学識経験者						
	市田重太郎	学識経験者						
	小 西 龍 二	学 識 経 験 者	×					
	疋 出 みゑ子	学識経験者						
	足立進	学 識 経 験 者						
	辻 裕子	学 識 経 験 者						
	平居貞夫	学 識 経 験 者						
	三輪高裕	学識経験者						
	上川裕子	学識経験者						
	川瀬重雄	学識経験者						
	川副清厚	学識経験者						
	清水雅晴	学識経験者						
	植田善夫	学識経験者						
	清水重一	学識経験者						
	野村一	学識経験者						
	廣 田 綾 子	学 識 経 験 者						

第 3 回 八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検討協議会 会議録目次

項目	会議事件名	頁 数
	開会 あいさつ 報告 (1) 法定協議会の設置について (2) まちづくり計画策定に係るアンケート調査及び まちづくり計画策定委員会委員募集の状況につ いて	1 1~3 3~6 6~7
【報告事項】 報告第 6 号	会議録署名委員の指名 第1回新市名称候補選定小委員会について	8 8~12
【協議事項】 協議第14号 協議第15号 協議第16号	一般職の職員の身分の取扱いについて	12 ~ 15 15 ~ 17 17 ~ 18
【提案事項】 協議第17号 協議第18号 協議第19号 協議第20号 協議第21号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 町名、字名の取扱いについて 慣行の取扱いについて	18 ~ 20 20 ~ 22 22 ~ 23 23 ~ 24 24 ~ 25
	副会長あいさつ 閉会	26 ~ 27 27

(会議経過)

(云磯紅迎)	
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠
(小梶隆司)	にありがとうございます。ご出席と聞いております織田委員がまだお
	見えになっておりませんが、定刻になりましたので始めさせていただ
	きたいと思います。
	事務局から、いくつかの連絡事項を申し上げたいと思います。
	第1点目、本日の傍聴者の定員につきましては40名ということで、
	よろしくお願いいたします。
	第2点目、本日の日程の確認でございます。お手元の資料の表紙に
	 次第が付いてございますので、ご覧いただきたいと思います。まず、
	 前回までにいろいろとご協議いただきました事項に基づきまして、現
	在いくつかの事業を進めておりますので、その状況等についてご報告
	させていただきたいと考えております。
	その次に、先般、新市名称候補選定小委員会を開催していただいて
	おりますので、その内容についてご報告していただく予定でございま
	す。
	´° 引き続きまして、前回の提案事項であります3件につきまして、本
	日ご協議をお願いしたいと思います。
	ていただきたいという日程でございます。
	第3点目でこさいよりが、本口と人間の建設をいただいでありより のは、永源寺町の小西委員でございます。規約第10条の規定により
	す。
	その他、毎回お願いいたしておりますが、委員の皆さまの発言の際
	│ │には、お名前をおっしゃっていただきまして、マイクを持ってご発言 │ │ │ │ ↓ ↓ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ┣ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
	いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	その他、携帯電話のマナー等につきましても、よろしくお願い申し
	上げます。
	それでは、ただいまから第3回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東
	町・湖東町合併検討協議会を開催させていただきます。
	開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさ
	つ申し上げます。
会長	皆さん、こんにちは。梅雨の真っ最中でありまして、うっとうしい
(中村功一	日が続いております。本日は皆さんそれぞれご用の多い中を第3回の
八日市市長)	協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	さて、1市4町では、5月下旬から6月中旬にかけまして、それぞ
	れのまちで住民の皆さんに説明会を実施いただいております。こうし
	た取り組みを受けた中で、各市町の6月定例議会では、法定協議会、

つまり法律に基づきます協議会の設置の議決をそれぞれいただいたと ころでございます。このことにつきましては、また後ほど各首長さん からご報告をいただく予定になっております。

この議決によりまして、明日6月27日付で法定協議会を設置することになります。今日までは、この協議会を含めて任意の協議会でこざいます。そうした中で協議をいただいてまいりましたが、次回からは法定協議会として、ご出席をいただいております委員の皆さまには引き続き法定協議会における協議をお願いすることになります。長丁場になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、前回ご報告申し上げました合併重点支援地域の指定につきましては、来る6月30日に滋賀県知事より、重点支援地域の指定書を交付いただく予定になっております。

こうしたように、この1市4町の合併に向けた条件が段々と整ってまいりまして、着実に前進しているものと感じておりますけれども、今後もこの協議会を中心としたさまざまな協議によりまして、一歩一歩前進いたしますように願っているところであります。

ところで、今日からは合併に関する基本的な事項とともに、各種の事務事業にかかりますいろいろな調整が必要なわけでありますけれども、そうした調整項目も順次ご提案させていただきたいと思います。この事務事業の調整につきましては、5月以降今日まで、1市4町の職員がもう既に約150回に及ぶ分科会を開催してきております。そして調整作業を進めておりまして、調整項目は全部で1,600項目の事務事業の調整ということになりますが、大変多くの課題に取り組むわけでありまして、すべての調整にはまだまだ時間を要するものと思っております。今年中に何とか調整にこぎつけたいと思って、進めてまいりたいと考えております。

この 1,600 項目の中で、住民の皆さんと特に関わり合いの深いもの、また住民の皆さんの関心が高いもの、特に重要と思われる事項につきましては、この協議会に順次お諮りさせていただこうと思っております。私は、この事務事業の調整にあたりましては、新しい市におきますサービスの維持向上を図るため、一体性を確保していかなければならないですし、またそれぞれの違いの解消などに留意することはもちろんのことでございますけれども、行政の職員として「合併は究極の行政改革である」という認識を持って調整にあたるように、職員にも申し上げているところであります。

皆さん方におかれましても、第 1 回目にご説明申し上げました協定項目の調整方針に基づきまして、住民の皆さんの目線に立ってご協議をお願いするわけでございますが、併せて改革の意識を十分お持ちいただきまして、ご協議を進めていただければ誠に幸いと思っております

本日もどうか活発なご審議をお願い申し上げまして、簡単でござい

ますが、ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、前回まで公務のご都合によりまして今回が初めてのご 出席となります川瀬委員に、自己紹介をお願いしたいと思います。

川瀬重雄委員 (愛東町)

川瀬でございます。1回・2回は欠席させていただきましたが、今 後よろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。また、愛東町議会から選出されておられました植田委員でございますが、このたび議員を辞職されましたことに伴いまして、新たに鈴村重史議員が委員として選出されておられます。本日からご出席いただくということでございますので、自己紹介のほどよろしくお願いいたします。

鈴村重史委員 (愛東町)

皆さん、こんにちは。植田委員長の後任となりました鈴村でござい ます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

それでは、レジュメの3番、報告に移らせていただきます。(1)法定協議会の設置につきましては、先ほど会長のあいさつにもございましたが、このたび各市町議会におきまして議決をいただいております。そのご報告と、併せまして今後の取り組みに向けた所信等を各首長から述べていただきたいと思います。

まず、八日市市長からお願い申し上げます。

八日市市長 (中村功一)

まず最初に報告させていただきます。八日市市におきましては、6月の定例市議会閉会日の6月20日に、1市4町合併協議会設置議案を賛成多数で議決いただいたところであります。各町の議会におかれましても議決をいただき、明日、法定協議会を設置することになりました。いよいよこの協議会が合併に向けた正式な場になる、そんな思いでございまして、その責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。

この1市4町の枠組みにつきましては、今年の3月からそれぞれの議会の皆さんが主体的に意見交換をいただいてまいりました。そしてその中で新しい道筋をつけていただいたと理解いたしており、そうしたご努力が実を結んで今日に至ったと思っておりまして、大変感謝いたしているところであります。

また、委員の皆さまには5月15日から任意協議会の委員としてご協議をお願いしてまいりました。引き続き委員としてお願い申し上げ、将来のまちづくりに関わる大きな仕事に携わっていただくことになりますが、合併してよかったと言ってもらえるよう取り組んでまいりた

いと考えております。いろいろお世話になりますが、またご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日までいろいろ経過がございましたが、永源寺町さん、五個荘町さん、愛東町さん、湖東町さん、共に新しいまちづくりに向けまして本格的な協議を始められることを、大変嬉しく思っております。これからの合併協議に対しましては、今日までのいろいろな経験を踏まえ、お互いのまちを思いやり、それぞれのまちの歴史や文化を大切にしながら、自分たちの主張ばかりでなく、譲り合う心を持ちながら、新しいまちづくりに向け、住民の皆さんのご意見を十分お聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。

今日まで、合併は避けて通れない重要課題であると常々申し上げてまいりました。今もその気持ちに変わりはございません。むしろ、より強くなってきたというのが正直なところでございまして、何としても平成17年2月の目標期日に合併を成就させるという強い意志を持って、1市4町が手を携えて誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆さん方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。続きまして、永源寺町長、よろしくお願申し上げます。

永源寺町長 (久田元一郎)

当協議会を永源寺で開催いただきまして、ありがとうございます。

今、会長がおっしゃいましたように、本協議会におきましては、今日までの皆さん方の会議の中で、ようやくと言いますか、この枠組みについての法定協議会を立ち上げるところまで持ってきていただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

永源寺町におきましても、先の枠組みの住民説明会から2年経っているわけでございますので、30ヶ所に及びます集落の説明会では、その経緯を説明してまいりました。前回に比べて、やはり町民の皆さんの合併に対するお気持ちというものが、本当に強く感じられてまいったと認識いたしております。

また、議会におかれましても、4月に新しく改選されましたので、新しく当選されました議員さんの意思表示をされる機会が今議会でございました。そういう中で、24日に提案させていただきました法定協議会の設置につきましては、賛成多数でご可決いただきまして、皆さんと同一歩調をとることになりました。大変喜んでいるところでございます。

議会の中でも、今回の合併につきましては、やはり志しの高い合併、 そのことを十分に認識して取り決め、そしてまたこの協議会が八日市 を中心とした1市4町の中で見事に固まっていくように、私たちも今 後も取り組んでいきたいと思いますので、皆さんのご協力のほどをよ ろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。続きまして、五個荘町長、よろしくお願 いいたします。

五個荘町長 (前田清子)

五個荘町といたしまして、20日に賛成多数で可決いただきました。 党としての考えは別として、能登川町の問題が五個荘町にはありました。しかし、多くの議員の方々が「1市4町で進む」、これを一丸としていただきまして、今回この法定協議会立ち上げになりました。

皆さまのご意見をいろいろとお聞きした中、そしてまた委員の方々の活発な審議をいただいております。心強いこの気持ちのまま 1 市 4 町の合併に向かって進めてまいります。「みんなでつくる」「新しいまちをつくる」、この感性でとり進めてまいりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

司会

ありがとうございました。続きまして、愛東町長、よろしくお願い 申し上げます。

愛東町長 (権並 清)

ご苦労さまでございます。愛東町は、6月定例議会は11日に開会いたしまして、その時に提案させていただきました。13日に特別委員会を開いていただきましてご審議を賜り、20日も特別委員会をお開きいただきまして、そして議決をいただきました。

所属する政党の関係で、1名の方は反対されましたが、あとは全員が賛成ということでございました。その議会の見識につきまして、高く評価する次第でございます。

この法定協議会は、いよいよこれから立ち上げまして正念場になります。私どもは全集落を4回にわたって廻りました。大変なことでございましたが、その中で、新しいまちづくりのビジョンを示してほしいという声が非常に多くありましたが、それはまだお示しできない、そういうギャップがございました。しかしながら、住民の皆さん方に、この協議会が立ち上がりましたら常に情報提供しますということをお約束いたしております。この協議会の中でまちづくりがすばらしく進む、そういう姿を住民の皆さんにいち早く情報として伝達しなければならないと考えております。

協議会だけが進んでいるようではいけませんので、住民の皆さん方を巻き込んで、そして新しいまちづくりをしていくのだという高い理想のもとにがんばっていきたいと思っております。どうか今後ともよるしくご指導のほどお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。最後に湖東町長、よろしくお願い申し上

げます。

湖東町長

(宮部庄七)

皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

私ども湖東町は、法定協議会の設置議決につきましては、一昨日24日に議決いただきました。1市4町の中では一番遅い議決となったわけでございますけれども、この議決をいただきますまでに、私どもも6月2日から12日まで全集落で住民説明会を開催し、その終わった直後に本町独自のアンケートを実施いたしました。皆さんには大変ご心配をおかけしたわけでございます。大変申し訳なく思っているところでございます。アンケートの結果につきましては、私自身納得のいく数字であったと思っておりますし、また、皆さま方に対しましても恥ずかしくない数字であったというふうにも思っております。

任意の協議会は本日までということで、いよいよ次回からは正式な法定協議会となるわけであります。本格的にこの地域の未来のまちづくりを考えていくこととなるわけでありますが、協議を進めていく上でいるいろな調整事項また課題などに突き当たることもあろうと思いますけれども、皆さんと力を合わせ、新しいまちをつくっていくという共通の思いを持って、お互いに協力し合い、また尊重し合いながら解決していきたいと思っております。

委員の皆さまには、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げる次第 でございます。

司会

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、(2)まちづくり計画策定に係るアンケート調査及びまちづくり計画策定委員会委員の募集の状況についてご報告申し上げます。

第1回協議会におきましているいろとご決定いただきました内容に基づきまして、既に取り組みを進めている事業でございます。その状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。

まず、次第をめくっていただきますと、先ほどご紹介申し上げましたように、委員の方のご変更がありましたので、再度名簿を付けさせていただいております。

もう1枚めくっていただきますと、 報告資料 ということで付けさせていただいております。一番上の[法定協議会の設置について]は、ただいま各首長からご報告等ございました内容につきまして書いておいます

中ほどの[まちづくり計画策定に係るアンケート調査について]でございますけれども、6月13日に発送いたしております。発送数につきましては、一般が11,762名、内訳は記載のとおりでございます。中学3年生に該当する年齢の者ということで、878名の方にお送りさせていただいております。内訳につきましては書いてありますとおり

です。

回答締切が6月30日ということで、現在お願いしております。昨 日の状況では、一般につきましては25%弱、中学3年生等の方につ きましては20%弱というような現在の回答の状況でございます。

もう少し高い回答をということで、各市町等が持っておられますオ フトーク・有線放送・CATV等を活用いたしまして、再度アンケー トの回答をお願いしている状況でございます。

アンケート用紙につきましては、提案の際に一度目を通していただ きましたが、最終的にお送りさせていただきましたアンケートー式を、 参考資料ということで別に付けさせていただいておりますので、また ご覧いただきたいと思います。

その下の[まちづくり計画策定委員会について]ということで、策 定委員の募集を行っておりました。この募集チラシにつきましても、 参考資料として別に付けさせていただいております。この募集のチラ シにつきましては、5月30日付けで、自治会を通じて各戸配布をお 願いいたしております。市町によりましては、若干お手元に届くのが 違いがあったかとは思います。

募集締切が6月23日ということで、既に締め切りさせていただき ました。応募の結果でございますけれども、18名公募させていただ きました。応募者数46名ということで、非常に多くの方にご応募い ただいた結果になっております。この応募されました46名の方につ きましては、本日の夕方に書面審査等を最終行いまして、6月30日 に選考抽選会を公開でさせていただく予定をしております。場所は八 日市市役所別館でございます。

なお、まちづくり計画策定委員に協議会の委員の方からそれぞれ出 ていただいております。前回各市町から選出していただきました委員 さんのご紹介を、次のページの資料に付けさせていただいております。 八日市市からは髙村委員、田中委員、永源寺町からは吉澤委員、飯尾 委員、五個荘町からは杉山委員、足立委員、愛東町からは上川委員、 川副委員、湖東町からは清水委員、野村委員、以上10名の方が策定 委員会に入っていただくということでお決めいただいております。

なお、2号委員ということで、識見を有する方にもお願いいたして おります。滋賀文化短期大学助教授の谷口先生及びNPO法人ひとま ち政策研究所常務理事の西川さんの2名の方に、コーディネーターあ るいは助言者としてご参加いただく予定をいたしております。

以上、現在の事業の進捗状況を簡単にご報告させていただきました。 何かご質問等ございましたら、よろしくお願いしたいと思います。

(なしの声あり)

ご質問等はないようでございますので、議事に入らせていただきま

司会

す。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 (中村功一会長)

それでは、規約によりまして、これからの議事につきましては、私が 議長を務めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。五個荘町の杉 山委員、愛東町の上川委員さんのご両名にお願いいたします。よろし くお願いいたします。

次に、「報告第6号 新市名称候補選定小委員会について」でありますが、前回の協議におきまして、小委員会の設置及び委員の選出をいただき、過日、小委員会を開催いただきました。その内容につきまして、小委員会委員長であります高橋委員にご報告をお願いいたします。

(高橋委員長、武久副委員長前の報告席へ移動)

新市名称候補選 定小委員会委員 長

(高橋辰次郎)

こんにちは。ご苦労さまでございます。ただいま議長より指名いただきましたので、新市名称候補選定小委員会の報告をさせていただきます。

私、このたび委員会において委員長の重責をお預かりすることになりました永源寺町の高橋でございます。そしてお隣は、副委員長をお願いいたしました八日市市の武久委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回の小委員会を6月16日午後7時30分より、八日市市役所 別館2階会議室において、各委員さんのご参加をいただき開催いたし ました。その内容につきましては、本日の資料に付けさせていただい ておりますが、なお資料等の詳細な説明は、後ほど事務局より説明を いただきます。

まず、委員長・副委員長の選出をいただき、私たち2名を選任いた だきました。

引き続き、新市名称決定までのスケジュールについて協議し、「募集期間を8月20日までにする」「11月に開催されます第5回協議会で名称決定する」ことを決めていただきました。これは、年内中に新市名称決定まで進めないと全体のスケジュールに影響が出るとのことから、協議の余裕を考え、11月協議会での決定を目標に進めていきたいと考えております。

また、この時期に決めさせていただき、名称絞り込み期間などを考え、一般募集期間を7月中旬から8月20日までといたしました。

次に、名称候補の選定基準、名称募集要項、名称募集パンフレットについて協議を行いました。

名称候補の選定基準といたしまして、「新市の名称は漢字、ひらがな、 カタカナの名前とする」「合併関係市町の名称は使わない」「既に使わ れている他市の名称は使わない」、以上3項目を基本とすることを決定いただき、また、募集や選考の際に留意していただくポイントとして6つの項目について確認いただきました。

また、小委員会で名称候補名として5点程度の絞込みを行うことを お決めいただきました。これは協議会でのスムーズな決定を考え、ま た先進地の事例などを考慮した結果でございます。

市町村合併を進めるにあたり、新市の名称は大変重要な協議事項であり、また、住民の皆さまには大変関心の高い案件でもございます。名称決定におきまして協議会が廃止になった例も、多くあったと聞いております。小委員会といたしましても、名称決定の重要性を十分認識しながら、慎重に審議をしていきたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましても、その点をご理解賜り協議くださいますようお願い申し上げまして、小委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

司会

どうもありがとうございました。

ただいま委員長の報告の中で、資料等の説明につきましては事務局から詳細説明をということでございますので、1枚めくっていただきますと[資料 1 スケジュール]という資料がございます。本日の会議で、ご報告いただきました内容につきましてご承認をいただいた後、募集期間は7月中旬から8月20日という先ほどのご報告でございます。募集の方法等につきましては、後ほど募集要項等で詳しく申し上げます。

この8月20日の締切を受けまして、8月22日に第2回目の小委員会を開催しようということでご決定いただいております。この時には、恐らく数千というご応募があるのではないかと考えておりますので、その非常に多くの応募をどういった形で絞り込んでいくのかといった選定の方法についてご協議いただく予定をいたしております。

9月中旬には第3回目の小委員会を持っていただきまして、具体的な候補名称の絞込みをしていただくということでございます。併せまして、新市名称決定方法についての協議がございます。これは、先ほどの話で5点程度候補を選んでいただきました、そこからさらに1点をお決めいただく時に、どういった方法でもってこの協議会で決定していただくのかという内容について、小委員会でご協議をいただく予定をしております。

この決定方法につきましては、9月25日、第3回法定協議会におきまして提案させていただきまして、この協議会で最終決定方法を決めていただくというスケジュールを考えていただいております。

10月に第4回目の小委員会を持ちまして、最終5点程度の絞込みをしていただく、そして10月30日の第4回協議会に5点程度の名

称の提案をいただきまして、11月27日の第5回協議会におきまして、名称の協議、決定をお願いするというスケジュールをご検討いただきました。

次のページの[資料 2 新市の名称候補選定基準]でございます。 まず、1番目の選定基準といたしまして、 は先ほど委員長から ご報告がございました基本的な条件でございます。

そして、募集あるいは選定に際して留意するポイントとして6点というように委員長からご報告がございました。(1)地理的にイメージできる名前、(2)地域全体の特徴を表すような名前、(3)歴史・文化にちなんだ名前、(4)対外的にアピールできる名前、(5)知名度が向上できる名前、(6)住民の理想・願いにちなんだ名前、こういったことに留意しながら、それぞれ名前の応募をしていただき、あるいは選定をしていこうということでご協議をいただいております。

2番目の選定方法ということで、小委員会において応募作品の中から5点程度選定し、これを協議会に報告し、最終、協議会でご決定いただくというように決めていただいております。

最終の決定の方法は、先ほど申しましたように、小委員会で協議していただいて、協議会で協議・決定するということを決めていただいております。

3番目の募集作品の修正でございますが、必要に応じて修正することができるということ、4番目の選定にあたっての留意点ということで、それぞれの応募数により名称は決定しないということ、そして住民の皆さまが納得できるように名称の理由等について十分留意すること、この2点を決めていただいております。

これに基づきまして、次の3ページの[資料3 新市名称募集要項] をご協議いただきました。

1番目の募集の内容でございますが、これは先ほどの選定基準と全く同じでございます。

2番目の募集の方法でございますが、(1)応募資格としましては、 特に制限を設けないということでご決定いただいております。ですか ら、全国各地からご応募いただけるということになってまいります。

- (2)応募方法及び応募点数でございますが、一人1点ということで、 後ほどご説明申し上げます募集パンフレットに掲載されています専用 応募用紙、官製はがき、ホームページ、ファックス、以上のいずれか によってご応募いただきたいということでございます。
- (3)応募先は合併協議会でございますが、特に皆さんへの便宜を図りたいということで、専用応募箱を公共施設に設置するよう決めていただきました。ただし、管理ができて紛失しないような施設であること、あるいは多くの住民の皆さんが出入りできる施設といったところで、ある程度限定した中で専用応募箱を置かせていただくということでございます。

(4)記載内容でございますが、明記する内容が3点あがっております。

(5)記念品でございますが、2つの賞をお決めいただきました。1つ目が「新市名称代表者賞」ということで、最終決定されました名称の応募者の中から1名、抽選で2万円相当の商品券を贈呈するということでございます。もう1点は「候補名賞」ということで、小委員会で選んでいただきました5点程度の候補の名称に応募されました方の中から、それぞれ3名、合計15名に5,000円の商品券を贈呈させていただくという、2点の賞をお決めいただいております。

募集締切は、先ほどのとおりでございます。

広報方法ということで、次にご説明申し上げますパンフレットを中心に、さまざまな広報で呼びかけていきたいという内容でございます。

応募作品の位置づけということで、 原則は、応募作品の中から新市名を決定する、 修正を行うことがある、 応募数により決めるものではない、こういったような位置付けを5点あげております。

新市名の決定方法につきましては、先ほどから申しております内容 でございます。

この募集要項によりまして、さらに専用のパンフレットにつきましてもご協議いただきました。 1 枚めくっていただきました資料でございます。

最終的には二つ折りで配布することになろうかと思います。右側が 表紙になる部分でございます。キャラクターとして、非常に身近でな おかつ愛着を持っていただけるような"卵"をキャラクター的に採用 いたしております。そして、卵からヒヨコが産まれるというのと、新 しい市が誕生するというのをかけて表紙を構成いたしております。

左側は、問い合わせ先ならびに専用応募はがきの裏面になっております。それの裏側に、先ほどから申し上げました募集要領に従いまして、募集に必要な情報をそれぞれ記入させていただいております。右下にございますのが専用応募はがきということで、各戸配布ですけれども、2名分付けさせていただいております。パンフレット紙面の関係で一応2名という形で決めていただきました。

以上が資料等のご説明でございます。

議長

委員長報告もございましたし、ただいま事務局から詳細説明をいた しました。こうした内容につきまして、何かご意見・ご質問がござい ましたらお願いします。織田委員なにかご意見を。

織田直文委員 (学識経験者)

きちんとつめた企画であると思いますので、新市にふさわしい良い 名前を決めていただきたいと思います。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでございましたら、ただいま委員長さんから報告いただきました内容につきまして、承認をさせていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、ご 承認いただいたということであります。委員長・副委員長、どうもあ りがとうございました。

(委員長、副委員長元の席へ移動)

議長

それでは、協議事項に移らせていただきます。協議事項については 前回提案させていただいておりまして、この3件につきまして協議を それぞれお願いいたします。

まず、「協議第12号 新市の事務所の位置について」のご協議をお願いいたしたいと思います。前回提案時に、現庁舎におきます職員の数についてご質問いただきました。その回答も含めまして、再度簡単に事務局から説明を申し上げます。

事務局長 (中嶋喜代志)

それでは、前回の会議で提案させていただきました3件でございますので、恐れ入りますが、その資料をお出しいただきたいと思います。 追加資料といたしましては、[資料3 新市の事務所の位置について(資料の一部追加)]がございますので、それを併せましてお願いしたいと思います。

「協議第14号 新市の事務所の位置について」ご説明申し上げます。前回の会議で資料の追加をお伺いいたしておりましたので、以前は庁舎の大きさ等をあげておりました資料の一番下の欄でございますが、庁舎に入っております各市町の職員数を記載いたしております。八日市市は283名、永源寺町は68名、五個荘町は68名、愛東町は67名、湖東町は62名の職員が現庁舎に勤務いたしております。これが前回ご請求いただきました資料でございます。

提案内容は、1点目に、新市の事務所は新設せず、地方自治法第4条に基づき定めている合併前の各市町のいずれかの事務所を使用することとし、この協議会で協議してご選定いただくということです。

2点目といたしましては、協議をいただいて新市の事務所とならなかった合併前の各市町の事務所につきましては、支所といたします。

3点目は、現在、永源寺町役場の政所支所がございますが、これに つきましては出張所として取り扱う、という3点の提案をさせていた だいておりますので、ご協議をどうぞよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明いたしました協議第14号につきまして、皆さんの ご意見をお伺いしたいと思います。

永源寺町の吉澤委員さん、何かご意見はございませんか。

吉澤克美委員 (永源寺町) 議長 特にございません。

飯尾委員さん、何かご発言いただきたいと思いますが、いかがですか。

飯尾文右衛門委員 (永源寺町) この問題について、今日も委員が集まって相談したわけですけれども、その時に、当然これは県事務所にも近いし、設置場所も広い、庁舎も広いということになれば、八日市さんに頼むより仕方がないのではないかというのが大方の意見だったと思います。

ところが、今現在勤めておられる人数ですけれども、1市を除いて4町が67~68人ということになります。仮にこの半分の人が現八日市市役所へ行こうとすると、120人の人が集まることになりますが、それで庁舎が具合よく収まるのか。もしも仮庁舎を建てるとしたら、合併までにするのか、合併が始まってから建築するのか、そういった問題も今日は聞いてみようかなと考えているところであります。

議長

ありがとうございます。八日市は今居る職員数、それを収容する庁舎の面積等々考えますと、あまり余力はありません。しかし、八日市庁舎にお入りいただく職員、また八日市から出ていく場合もあるわけでございまして、いろいろ工夫すれば耐えられるのかなとも思いますけれども、事務局、その辺はどうですか。

事務局長

この事務所を決めていただいた後に、組織機構等の考え方をまたおまとめをいただきまして、その後に、今おっしゃいましたような人員等が出てこようかと思います。そういうものを考え合わせまして、現在の庁舎がどこでいけるのか、それともどこかをお借りしなければならないのか、増築をしなければならないのか、そのような方策を今後探って、またご協議をさせていただいて、お決めをいただきたいと考えております。

議長

愛東の鈴村委員、いかがですか。

鈴村重史委員 (愛東町) 愛東町は、あくまで八日市市を中心とした1市4町での新市の実現を目指して、今日まで邁進してまいりました関係で、ぜひとも八日市市役所にお願いしたいと思っております。

議長

ありがとうございます。杉山委員さん、いかがですか。

杉山忠蔵委員 (五個荘町)

五個荘町といたしましても、八日市を中心とした合併を基本に置いておりますし、現在の各町の庁舎は支所として使うという前提でございますので、八日市の現在の庁舎を中心庁舎という考えで、委員としては了解をしていただいております。

議長

湖東町の植田委員、ご意見をいただければありがたいです。

植田善夫委員 (湖東町)

湖東町は、商業圏は八日市が主な地域でございまして、前には県事務所、法務局、保健所等いろいろございますので、買い物に行ったついでに寄ってこようかということで、私は八日市庁舎がいいと思っております。

議長

ありがとうございます。皆さん「八日市」というお話をいただいて おりますので、武久委員、何かお考えがございましたらお願いします。

武久健三委員 (八日市市)

思問でお叱りを受けるかもわかりませんけれども、公共の関連施設が多いのは八日市市であろうと思いますし、皆さんのご発言を感謝する一人でございますけれども、いずれのまちにおきましても、住民の皆さん方が心を込められた立派な役場がございます。できるならば、例えば林務については、八日市よりも永源寺の方が盛んであり、重要であろうと、それなら林務関係の拠点は永源寺町役場に置くのだと、ほかのことも、まちの特徴があるところにはその専門的な部門をそこに置くのだと。情報化社会ですので、いろいろなことで連絡は取りやすいと思います。そういうような形で、住民の心の拠り所でありました各庁舎を、ただ単に受付とかいうことだけではなしに、何かの拠点になるように利用してほしいというのが私の願いでございます。

議長

ありがとうございます。それぞれ立派な庁舎があるわけですから、 支所機能、あるいは現在の支所については出張所になろうかと思いま すけれども、組織機構の中で、今発言がありました内容については十 分工夫できると思いますので、ご意見を承っておきます。

ご意見をずっとお聞きいたしますと、「八日市」というご発言をいただいておりますので、ほかにご意見がなければ決定したいと思いますが、事務所の位置を「八日市」ということに決定することについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。異議なしというご発言をいただきました。 改めて、新しい事務所を現八日市市役所とすることについて賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。したがいまして、事 務所の位置は、現八日市市役所に決定させていただきます。

お諮りいたします。新市の事務所とならなかった合併前の各町の事務所につきましては支所とする。なお、地方自治法第155条の規定に基づきまして定めております現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。この2点について追加的にお諮りいたします。このように決定させていただくことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。支所ならびに出張所 については決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、「協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。もう一度事務局から説明申し上げます。

事務局長

協議第15号について提案説明をさせていただきます。提案内容は4点でございます。

1点目は、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員に引き継ぐ。2点目は、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。3点目は、職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。4点目は、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。以上4点が提案内容でございますので、協議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明を申し上げました。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。田中委員。

田中敏彦委員 (八日市市)

この提案の中で、2番に「定員の管理の適正化」、3番が「職員の処 遇の適正化の観点から」、4番も「適正化の観点から」と書いているの ですけれども、適正化というのは非常に便利な言葉でして、確かにそ う言われればそのとおりなんですけれども、もう少し具体的な書き方 はできないものですか。

事務局長

申し訳ございません。職員の数につきましては、資料2の中にもございますように、医療職員・消防職員を除きますと、現在1市4町で

849名の職員がおります。近隣都市等に比べましても多くなっております。これを、類似団体と言いますが、全国にあります同じ規模の団体と比べまして減員していくという意味で「適正化」という言葉を使っております。

給与につきましても、いろいろな給与の定めがございますので、あまり調整はできないわけでございますが、その中で職名等の調整と言いますか、そういうものも含めまして実施してまいりたいということでございます。

現在、職員数につきましては、まだ荒っぽい計算でございますが、 130名ぐらいが減員できるのではないかというような計画を持って おります。これは一挙に減らすということではございません、10年 から15年くらいかかりまして、職員の数を同じような規模の団体に 合わせていくという考え方で、言葉が難しくて申し訳ございませんが、 「適正化」という言葉を使わせていただいておりますので、よろしく お願いいたします。

議長

全国的に見て、同規模の市や町と対比しながら、その規模を決めて いきたいと思っております。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。西田委員。

西田 弘委員 (滋賀県東近江 地域振興局長) 開会前に、「合併問題は究極の行政改革である」というような会長さんのごあいさつがありました。今の市町村合併のメリットの1つとして、職員の身分等の取扱いが議論されているわけですが、既得権化した既成秩序を打開する、行革の最大の機会だと思います。

そういう意味で、職員の給与・勤務条件を定めるにあたりましては、 地方公務員法の規定によりまして国に準じた制度となるようにご配慮 をしていただきたい。単に水準の高い団体に合わせるようなことは絶 対に避けるべきでありますし、給与制度の設定にあたりましては、住 民の理解が得られるかどうか、その辺を十分検討していただきたいと 思います。

議長

ありがとうございます。それぞれの事務事業の調整につきましても、 まずは住民の皆さんの目線に合わせていくことが基本だろうと思って おりますので、十分ただいまのご意見も承って、対処していきたいと 思っております。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、「協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いについて」 お諮りいたします。原案について可決することに賛成の方は挙手をお 願いいたします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。したがいまして、協議第15号につきましては、原案どおり可決決定させていただきました。

次に「協議第16号 特別職の身分の取り扱いについて」であります。提案内容につきまして、もう一度事務局から説明を申し上げます。

事務局長

協議第16号についてご説明を申し上げます。提案内容は大きく2点、そして2点目は3つに分かれております。

1点目でございますが、合併関係市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。

2点目が、新市における特別職については、下記のとおり取り扱う。

- (1)常勤特別職については、新市において新たに選任する。
- (2)行政委員会の特別職については、法令の定めるところに従い調整する。行政委員会と申しますのは、資料1の に書いております教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員会・固定資産評価審査委員会・農業委員会でございます。農業委員会につきましては、改めて別の協定項目でご協議いただきますので、それ以外の行政委員会につきましては、資料3で前回の提案のところで申し上げましたように、合併直後の取扱いが少し変わるものがございますが、それ以外は失職ということになります。
- (3)それ以外の審議会・委員会等の付属機関及びその他の特別職については、現に合併市町に設置され新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行制度のもとに統合・調整し、新市において新たに選任する、という提案でございます。以上の提案でご協議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま協議第16号の説明をいたしました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

議長

特にご意見がないようでございます。お諮りします。協議第16号 につきまして、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いい たします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。したがいまして、協議第16号につきましては、原案どおり可決決定いたしました。ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は3時25分です。

15時15分~15時28分(休憩)

議長

再開させていただきます。

7番の提案事項についてであります。提案事項につきましては、次回協議会で協議いただくわけであります。本日は提案説明をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、「協議第17号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」 を事務局から説明申し上げます。

事務局長

「協議第17号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」の提 案説明をさせていただきます。提案は3点でございます。

まず1点目でございますが、1市4町の議会議員については、市町村の合併に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後の平成17年10月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する「在任特例」を適用させていただきます。

2点目が、その在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、24人とする。自治法の上限定員は30人でございますが、6人減員いたしまして24人ということでございます。

3点目でございますが、その1回目の選挙は、合併前の市町毎に選挙区を設けます。各選挙区における定数は次のとおりでございます。 八日市を区域とする選挙区は10名、永源寺町を区域とする選挙区は3名、五個荘町を区域とする選挙区は4名、愛東町を区域とする選挙区は4名、以上24名という選挙区に分けて選挙をしていただくという提案でございます。

次のページの資料 1 でございますが、今説明させていただきました 議員の定数、任期に関する法律をあげております。

まず、一番左が、合併特例法を適用しない場合、これが設置選挙と言われるものでございます。この場合の選挙は、新市の設置をします平成17年2月11日から50日以内に選挙をするということになります。選挙をすべき議員の数につきましては、先ほど申し上げましたような定数を決めていただくということになります。その場合は、選挙の日から任期が4年になるということでございます。

次に、定数に関する特例がございます。現在のところ、合併する市 町村でこれを使われたものはございません。

一番右が、先ほど提案させていただきました在任に関する特例を適

用する場合でございます。合併特例法第7条第1項で、在任に関する特例が定められております。市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。これは2年を超えない範囲で決める期間となっております。その在任特例を適用いたしまして、平成17年10月31日まで在任していただくということでございます。

これを提案させていただきました考え方といたしましては、一番右にありますように4点ございまして、合併前の市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させていただく。合併前に協議した事項について、合併後一定期間その実施状況を確認する。設置選挙の場合、新市の市長選と同一選挙となりますので、混乱を招きますのでそれを避けたい。それから、合併という大きな変革時期に首長、議会もないという空白期間を設けない、という4点が主な理由でございます。

それから、特例の期間につきましては、合併の目的、今般の情勢、 住民の皆さま方のご意見等を考慮いたしまして、期間は1年以内とし て、年度末とか予算の審議、議会の定例会の時期等は避けることが望 ましいと考えております。

定数につきましても、社会情勢を鑑み、同規模自治体を参考に上限 定数より減員する。以上の考え方に基づきまして、先ほどの提案をさ せていただいております。

資料 2 は、在任特例、定数特例、特例を使わない設置選挙等につきまして図示して表しておりますので、ご覧いただきたいと思います。 在任特例を適用いたしますと、現在の議員の定数でいきますと 7 2 名の方が在任していただくことになります。

それから、先ほど定数のことを申し上げましたが、一番下の特例を使わない場合のところにあげておりますように、地方自治法第91条第2項で、人口で分類されておりまして、人口5万以上10万未満のところに当てはまりますので、30名が上限定員ということになります。

次のページの資料 3 には、特例を使った先進地の事例をあげております。

一番上が最近増えております設置選挙で、11ございます。真ん中は定数に関する特例でございますので、現在使っておらないと思います。一番下が今回提案いたしております在任に関する特例で、13の事例をあげさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

資料4は、1市4町の議員の定数、議員の期別の人数、現在の任期、 今年度中に選挙が行われます市町につきましては、その後の任期がカッコ書きであげておりますので、ご覧いただきたいと思います。

資料 5 は、現在の法定上限定数と、条例で実際使っておられる定数

を表にいたしております。1市4町と、県内の人口の似通った彦根市・草津市・近江八幡市・守山市の定数、それから県外の人口が近い都市の定数をあげておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

最後の資料 6 は、現在の議員さん、それから今年度中に改選される 各市町の議員さんが、合併の期日から提案のとおり平成 1 7年 1 0月 3 1日まで在任特例で在任していただきますと、下にあげております ように、合併がないと 4 年間の任期でございますが、特例を使いまし ても 2 年前後、一番短い愛東町では 1 年 8 ヶ月という任期になるとい うことでございます。最大の 2 年間の特例を使いますと、一番右に書 いておりますように、 3 年から 3 年 1 0 ヶ月の在任期間になるという 表でございますので、ご参考にしていただきたいと思います。以上で ございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました議案の内容につきましては、あるいはまたご意見等につきましては、次回の協議会でいろいろお聞かせいただくわけでありますけれとも、ただいま提案させていただいた中で、不明であるとか、わかりにくいとか、資料はこれでいいけれどもどこかおかしいとかいうところがあれば、ご意見をいただきたいと思います。飯尾委員、どうぞ。

飯尾文右衛門委員 (永源寺町) 提案されております八日市10人、永源寺3人、五個荘が4人、愛東が3人、湖東が4人、この人数については、どういう基準でもって提案されたのか、それだけお聞きしておきたいと思います。

事務局長

定員24名を、公職選挙法の規定に基づいて人口により比例配分をいたしますと、八日市市が14名、永源寺町が2名、五個荘町が3名、愛東町が2名、湖東町が3名という数字になるわけでございますが、合併という変革時期でございますので、各市町で激減を避けるという意味で、町の選挙区に1ずつ足しまして、八日市市をその分減らすという形で提案させていただきました。

飯尾文右衛門委員 (永源寺町) 八日市市が現在20人が2分の1の10人になって、永源寺・五個 荘・愛東が約3分の1ずつになるので、なぜかなと少し疑問をもちましたのでお尋ねしたわけです。

議長

中身につきましては、次の協議会でまたご審議をいただいたらいい と思います。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでありましたら、次の提案事項に移らせていただきます。

「協議第18号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」事務局から説明申し上げます。

事務局長

「協議第18号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」提案説明をさせていただきます。提案は2点でございます。

新市に1つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員には、 選挙で選ばれる委員さんと推薦で各団体から選ばれる委員さん、議会 から推薦で選ばれる委員さん等がございますが、ここでは選挙で選ば れる委員さんをあげております。その選挙委員の定数は、法令に基づ き類似都市を参考に合併時までに調整を行う。ただし、平成17年7 月19日までの間は、農業委員会等に関する法律第34条を適用いた しまして、合併関係市町の農業委員会をそのまま引き継ぐ、という提 案でございます。

2点目は、新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する、という提案でございます。

後ほどご説明申し上げますが、農業委員の選挙に基づく定数を選挙 区に分けて設ける場合に、その数につきましては、先ほど申し上げま した法律に基づきまして、有権者数で比例配分するようになっており ます。また、農地面積等も関係いたします。17年ですので、まだ時 間がございますので、最新の数値で按分していただいた方がいいと考 えまして、この中では、数までは提案させていただいておりません。

資料 1 は、農業委員の方々の任期につきましては、県下統一されておりまして、3年間が任期でございますので、平成17年7月19日が全市町の任期になることになっております。その間までは、そのまま農業委員会は引き続いて実施していただきたいということでございます。

資料 2 は、今説明申し上げました内容を細かく図示して表しております。農業委員の方々につきましては、先ほど申し上げました法律、それから特例法等に合併時の特例条項がいろいろございます。それを組み合わせますと、5つのパターンに分かれると考えられます。パターン ・ が合併時に即選挙をするという形、パターン ・ が特例法を使う方式、パターン が、提案させていただいております農業委員等に関する法律を適用させていただく方式でございます。

提案内容の考え方でございますが、合併につきましては、行政の効率化の観点から、新市施行後は新たな委員定数にて1つの農業委員会を設置することが望ましいのでございますが、農業委員会は許認可事務を扱っておりますので、設置選挙をいたしますと2ヶ月間、許認可事務が滞ることになりまして、住民の皆さま方にいろいろなご不便をかけることが危惧されます。

そこで、現在の農業委員会の任期である平成17年7月19日が、

合併の期日からあまり離れておりませんので、合併関係市町の農業委員会が新市施行後もそれぞれ引き続いて許認可事務を行っていただき、その委員さま方の任期満了後に1つの農業委員会を設置していただく。この場合、5ヶ月間旧の体制で許認可ができますし、その間、前後を含めまして住民周知、関係資料の統合等が行えまして、事務の停滞が起こらないと考えまして、提案させていただいております。

こういう内容によりまして、合併当初はパターン を採用させていただいて、任期満了以降はパターン を採用させていただくという考え方で提案させていただいております。

次のページの資料 3 は、現在の 1 市 4 町の農業委員会の委員の方の 定数・任期でございます。任期は、先ほど申し上げましたように、同 じ日となっております。

八日市市には、任意的に農地部会・振興部会に分かれておりますが、 4町では部会等は設置されておりません。

先ほど申し上げました選任による委員が、各市町それぞれ農協・共済・議会からの推薦で、それぞれの人数がおられるということでございます。

次のページの資料 4 は、現在の行政面積と農家数(基準農業者数)、農地面積等をあげまして、選挙による委員の定数の基準、現在の定数、現在選ばれておられる選任の委員の方の数をあげております。

資料 5 は、今までご説明申し上げました農業委員会等に関する法律の抜粋でございまして、アンダーラインを引いているところが今回適用させていただく部分でございます。

次の資料 6 につきましても、法律と、この法律の施行令の関係箇所をアンダーラインで示させていただいております。

最後のページの資料 7 につきましては、合併の特例に関する法律の 関係条項と、関係する部分をアンダーラインで示させていただいてお りますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

協議第18号について、事務局から説明を申し上げました。何かご 質問がありましたらどうぞ。

(なしの声あり)

議長

特にないようでございましたら、次に進ませていただきます。「協議 第19号 町名、字名の取扱いについて」を事務局から説明申し上げ ます。

事務局長

それでは、「協議第19号 町名、字名の取扱いについて」提案させていただきます。提案内容は4点でございます。

まず1点目は、八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町・五

個荘町・愛東町・湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。

2点目は、八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」へ移行する。

3点目は、永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。

4点目は、八日市市外町と愛東町大字外については、上のような形でいきますと同じ名前になりますので、区分できるよう調整するものとする。以上4点が提案でございます。

資料 1 につきましては、今ほど申し上げました町名の表示方法を例としてあげております。左側が現在(合併前)の表示、右側が合併後の表示例でございます。

例えば八日市市の青葉町でございますと、 市青葉町 番 号と するということでございます。永源寺町の大字相谷ですと、 市相 谷町 番地という表示にしたいという提案でございます。

例外といたしましては、現行の町名・字名が難解であり、上記の例により変更した場合でも混乱するような名称は、当該地域の特色や実情を鑑み、別の名称に変更することも考えられます。先ほど申し上げましたように、同一の町名・字名につきましては、区分できるように調整したいということで、例示を下にあげております。

その右が先進事例で、6市の事例をあげさせていただいております。 資料 2 は、現在の1市4町の町名または丁目名・字名をすべてあげ ておりまして、八日市市は85、永源寺町は23、五個荘町は25、 愛東町は23、湖東町は30ございます。先ほど同じ名前になると申 し上げました外町と大字外につきましては、アンダーラインを引いて おります。

最後の資料 3 は、町名、字名の取扱いについての今後の市議会の議決等の手続き方法とか、いろいろな法令につきまして、参考のためにあげさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

何かご質問がありましたらどうぞ。

内容につきましてはまた次回にご協議いただいたらいいと思いま す。特にありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでございましたら、次の提案事項に移らせていただきます。 「協議第20号 慣行の取扱いについて」事務局から説明申し上げま す。

事務局長

「協議第20号 慣行の取扱いについて」ご説明を申し上げます。 提案内容は2点でございます。

1点目は、市章は、原則として合併時までに決定し、新市において制定する。

2点目は、市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言については、新市において制定の必要性を検討する、という提案でございます。

市章につきましては、合併が成就いたしまして、合併の式典等で使いたいというような趣旨で、合併時までに決定したいという提案でございます。

資料 1 は、現在の 1 市 4 町の市章・町章、憲章の制定のあるところは憲章、五個荘町につきましては憲章はございませんが、同じような内容で「六心の*訓」が制定されておりますので、それをあげさせていただいております。

資料 2 は、木、花、鳥、歌、各種宣言、1市4町で現在までに制定されている内容を記載させていただいております。

資料 3 につきましては、先進地の事例につきましてあげさせていた だいております。以上でございます。

議長

ただいまの説明について、ご質問がございましたらどうぞ。

(なしの声あり)

議長

ないようでありますので、次の事項に進ませていただきます。「協議 第21号 電算システム事業について」であります。

協定項目19番の各種事務事業の取扱いにつきましては、調整案が整いましたものから順次、協議会に諮らせていただくことになりますけれども、本日は電算システム事業についてを提案させていただいたところであります。

この電算システムにつきましては、新市への円滑な移行にはどうしても不可欠であると考えておりまして、そのための準備にかなり時間を要するということでございますので、できるだけ早い時期に方針を決めていただきたいと思いまして、少し早かったわけですが、事務事業としては一番目に提案させていただいたところであります。事務局から説明いたします。

事務局長

「協議第21号 電算システム事業について」提案させていただきます。電算システム事業につきましては、別紙の資料のような調整方針で臨んでいきたいと思っております。

電算システムについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図るよう調整する。電算システムには、いろいろな業務がございますので、ホストコンピューターを使います基幹系の業務

と、それから2枚目が、そのホストコンピューターの内容も使いながらシステムを稼動する基幹の連携業務、それから3枚目でございますが、単独でコンピューター・パソコン等で処理をする単独系の業務、一番最後のページの情報系のシステム、こういう4つに分けさせていただいております。

まず、住民票等、税務等の関係の業務でございますが、 印のところが、コンピューターによって各市町が処理していただいて、住民票の証明を出させていただいたり、税金の賦課をさせていただいたり、納税証明を出させていただくというようなシステムでサービスをさせていただいているものでございます。そういう基幹系の業務につきましては、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用するという、具体的な内容で進んでいきたいと考えております。

次のページの基幹系の連携業務でございますが、農業所得の計算や健康管理等があがっておりますが、これも同じように、 印がついているところは1市4町で実際に現在処理している内容でございます。こういう基幹系の連携業務につきましては、合併時までに統一に向けて調整をしていきたいと考えております。

次のページは、基幹系の業務に関係なく単独で動いている単独系の 業務でございます。職員の給与計算や、市町村の借金でございます起 債管理のシステム等がございます。このような単独系の業務につきま しては、合併時までに統一に向けて調整をするという形で進めさせて いただきたいと思います。

最後のページは、情報系のシステムでございますが、財務会計のシステム、文書管理のシステム等4点ございますが、情報系のシステムにつきましては、合併時に電算機及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用するという形で、4つに分けまして、基本方針をご決定いただいて、今後調整を進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

何かご質問はございますか。 委員、どうぞ。

武久委員

基幹系業務の16番の選挙管理と22番の選挙管理は、同じところに全部 印がついているし、「農委選挙管理含む」も同じです。16番と22番の違いについて、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局長

申し訳ございません。全く同一のものでございまして、重複しております。 2 2 番を削除していただきたいと思います。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようでございますので、これで本日の議事のすべてを終了いた します。

今日は大変長時間ご苦労をおかけいたしました。また次の協議会も ぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、次回の開催のご案内をさせていただきます。冒頭に会長のあいさつにもございましたが、法定協議会として第1回目の協議会になります。期日は7月31日(木)午後2時から、会場は五個荘町のてんびんの里文化学習センターとなっております。内容につきましては、先ほど提案させていただきました5件の議案について協議をいただきますが、第1回目の法定協議会ということですので、再度、法定協議会として各種規程、事業、予算などのご協議をお願いすることになると考えております。さらに、任意協議会でご協議いただいたいろいろな内容につきまして再度、法定協議会としてもう一度ご確認をいただく予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

なお、傍聴人数につきましては、次回は60名を予定しております。 以上、次回のご案内でございます。

それでは、閉会にあたりまして、副会長 久田永源寺町長がごあい さつ申し上げます。

副会長 (久田元一郎 永源寺町長)

本日は大変お忙しい中、当永源寺町に会場を設定いただきまして、 各議会が議決をいただきまして初めての会議ということで、委員の皆 さん方におかれましても、また関係の皆さん方におかれましても、新 しい1市4町の門出を飾るような全員一致、あるいはまたご意見等も いただく中で、すべての事項を承認いただきました。ありがとうござ いました。心から御礼申し上げます

また、事務局が提案いたしました次回の提案事項につきましても、 いよいよ法定協議会立ち上げに向けて核心に迫る事項でもございま す。それぞれの市や町での今日までの取り組みの違い等もございまし て、いろいろなご意見も出ようかと思いますけれども、この1市4町 の合併協議会が、本当に皆さんのご努力によりまして新しく踏み出せ る7月31日木曜日、五個荘町で開催されます時には、すべての協議 として整えていただきますように、心からお願い申し上げたいと思い ます。

永源寺町では、先般はふるさと会館、今回はこのもみじホールをお使いいただいたわけでございますが、10年前にこの会館ができました時には、永源寺町のほとんど行政の機関を掌る会館としての産業会館を目指しておりました。しかしながら、今の現行の町行政の中では、

それが今日まで10年前には考えられなかった流れとして大きなうねりを持ってきているわけでございます。

それを受けて、私たちの町もまた八日市市やほかの3町におかれましても、そういう仲間に加えていただくということでございます。やはり行政に関わります者といたしまして、本当に住民の要望、あるいはまた時代の流れに沿うような形での進め方に邁進いたさねばならないという思いがございます。どうぞ皆さん方におかれましても、これからの1市4町の枠組みが固く、そして早く実現いたしますように心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。大変お疲れさまでございました。 これをもちまして第3回の協議会を終了させていただきます。ありが とうございました。

16時10分閉会